

令和5年度
下水道管路メンテナンス年報

令和6年10月

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道事業課

目次

1. 下水道管路メンテナンス年報について……………	1
2. 腐食のおそれ大きい箇所(point)の点検について……	4
2－1 点検実施状況（令和5年度）……………	4
（1）全国の点検実施状況……………	4
（2）都道府県別の点検実施状況……………	5
（3）全国の点検計画と進捗率……………	6
（4）事業者区分別の点検計画と進捗率……………	6
2－2 点検結果（令和5年度）……………	8
①マンホール……………	8
②管渠……………	9
3. 異状が確認された箇所の措置状況について（令和5年度）……………	10
①マンホール……………	10
②管渠……………	14

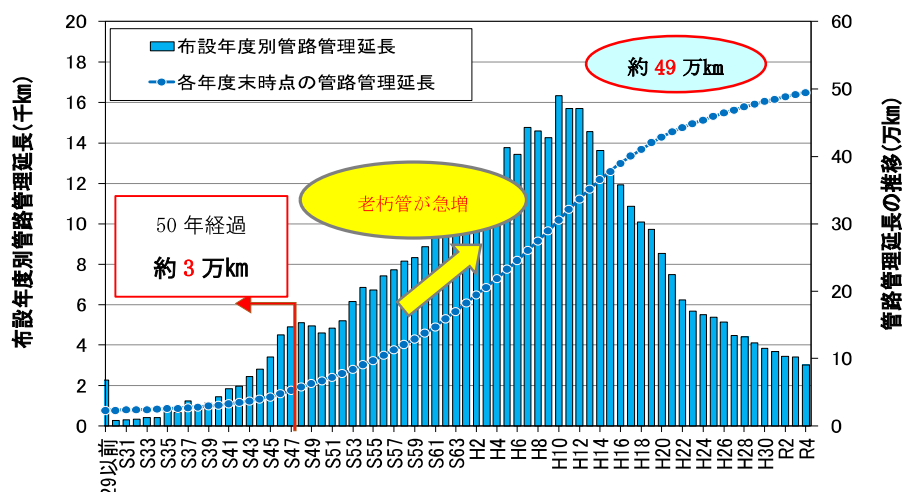
1. 下水道管路メンテナンス年報について

- 『下水道管路メンテナンス年報』では、平成 27 年の下水道法改正で創設した維持修繕基準により、5 年に 1 回以上の頻度での点検が規定された腐食するおそれ大きい箇所を対象として、点検の実施状況や点検の結果、その結果に対する措置状況等を公表しています。
- 令和 3 年度から 2 巡目の点検が開始されており、今回は、令和 5 年度（2 巡目点検の 3 年目）の点検実施状況等を取りまとめましたので公表します。

下水道管路の老朽化の現状について

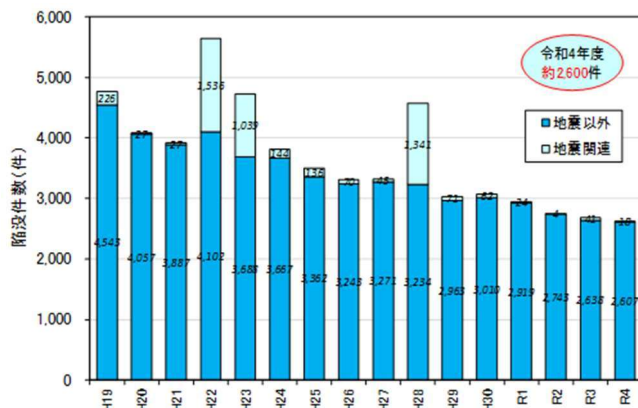
令和 4 年度末までに整備された全国の下水道管路の延長は、約 49 万kmに達しています。そのうち、標準的な耐用年数とされる 50 年を超過した管路は、約 3 万kmであり、全管路延長の約 7%程度となっています。ただし、10 年後には約 9 万km（約 19%）、20 年後には約 20 万km（約 40%）と、今後は耐用年数を超過した管路が急速に増加する見込みとなっています。

管路施設の年度別管理延長（令和 4 年度末）

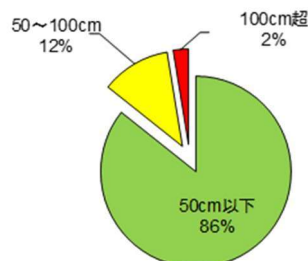


下水道管路に起因する道路陥没は、令和 4 年度には約 2,600 件発生していますが、そのほとんどは陥没深さ 50 cm未満の規模が小さいものです。

下水管路に起因する道路陥没件数



道路陥没深さ



下水道事業者数について

本年報の調査対象である事業者数は以下のとおりです。

<事業者数>

全国	都道府県(流域)	政令市	市町村・一部事務組合等
1,566	139	20	1,407

※ 東日本大震災後に未供用となっている、福島県の2町(大熊町、双葉町)を除く

点検について

平成 27 年の下水道法改正において維持修繕基準を創設し、全ての下水道施設を対象に計画的な維持管理の実施を規定するとともに、下水の貯留その他の原因による腐食のおそれが大きい下水道管路については、5 年に 1 回以上の頻度で点検を行うことを義務づけています。令和 3 年度から 2 巡目の点検がスタートし、令和 5 年度は、2 巡目点検の 3 年目に入りました。

各下水道事業者による計画的な点検の実施により、施設の状態の把握及び異状の有無を確認しています。令和 5 年度の実施状況は以下のとおりであり、令和 5 年度までの 3 年間の累計は、マンホールは 55%、管渠は 52%の点検実施率となっています。

<令和5年度点検実施数>

腐食のおそれが大きい箇所					
区分	対象施設数	点検実施数	R5点検実施率	点検実施数(累計)	点検実施率(累計)
マンホール(箇所)	100,103	19,160	19%	55,286	55%
管 渠 (km)	3,463	670	19%	1,814	52%

※ 点検実施率 = 点検実施数 ÷ 対象数

維持修繕基準について

下水道管路の老朽化や腐食に起因した道路陥没が発生しているにも関わらず、計画的な点検が十分に行われていなかった状況を踏まえ、計画的な維持管理を推進し、下水道の機能を持続的に確保するため、国土交通省では、下水道施設の維持・修繕に関する基準として維持修繕基準を創設しています。

具体的な基準等は、政令で定めており、主な内容は以下のとおりです。

- 構造等を勘案して、適切な時期に巡視及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 適切な時期に、目視その他適切な方法による点検を行うこと。
- 下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きい排水施設については、5 年に 1 回以上の適切な頻度で点検すること。
- 点検等により損傷、腐食等の異状を把握した場合は、下水道の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

腐食のおそれ大きい箇所について

腐食のおそれ大きい箇所とは、国土交通省令で以下のとおり定められています。

第四条の五 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分に有する排水施設（次に掲げる箇所及びその周辺に限る。）であつて、コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの（腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。）とする。

- 一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所
- 二 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれ大きい箇所

点検結果により異状が確認された箇所の措置

下水道管路の点検で異状を確認した場合、効率的な維持及び修繕が図られるよう、異状の状態や動向について定量的に確認する「調査」や、劣化の度合いに応じた「修繕・改築」等により、下水の流下機能を確保するなどの措置を講ずる必要があります。

（参考）

下水道管路の「調査」においては、以下に示す３段階で緊急度を判定しています。下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会）にて例示。

緊急度	区分	対応の基準
I	重度	速やかに措置が必要な場合
II	中度	簡易な対応により必要な措置を 5年未満まで延長できる
III	軽度	簡易な対応により必要な措置を 5年以上に延長できる
劣化無し	—	—

※ 「緊急度Ⅰ」とは速やかな措置が必要となります。調査により緊急度Ⅰの状態であることが判明した場合には、「予防保全」として速やかに対策を講じることで、道路陥没等の事故を未然に防ぐことができます。

2. 腐食のおそれ大きい箇所の点検について

2-1 点検実施状況(令和5年度)

(1) 全国の点検実施状況

- 令和5年度の点検では、マンホールについては全国の対象箇所数100,103箇所のうち、19,160箇所の点検を実施し、事業者区分別では、都道府県(流域)1,853箇所、政令市3,628箇所、市町村・一部事務組合等13,679箇所となっています。
- 管渠については、全国の対象延長3,461kmのうち、670kmの点検を実施し、事業者区分では、都道府県(流域)199km、政令市91km、市町村・一部事務組合等380kmとなっています。
- ※ 政令市には、特別区を含む。次頁以降も同じ。

令和5年度

● 令和5年度に点検を実施した団体数(腐食のおそれ大きい箇所) (単位:団体)

事業者区分	全数	対象箇所あり		点検実施数		点検実施団体率	
		マンホール	管渠	マンホール	管渠	マンホール	管渠
都道府県(流域)	139	131	126	81	78	62%	62%
政令市	20	20	19	16	16	80%	84%
市町村・一部事務組合等	1,407	1,311	988	536	368	41%	37%
	1,566	1,462	1,133	633	462	43%	41%

令和5年度

○ マンホールの点検箇所数 (腐食のおそれ大きい箇所) (単位:箇所)

事業者区分	対象施設数	点検実施数	R5点検実施率
都道府県(流域)	9,036	1,853	21%
政令市	13,168	3,628	28%
市町村・一部事務組合等	77,899	13,679	18%
	100,103	19,160	19%

○ 管渠の点検延長 (腐食のおそれ大きい箇所) (単位:km)

事業者区分	対象施設数	点検実施数	R5点検実施率
都道府県(流域)	879	200	23%
政令市	527	91	17%
市町村・一部事務組合等	2,057	379	18%
	3,463	670	19%

注) 新たに腐食のおそれ大きい箇所として位置付けた施設、腐食防止対策を実施した施設等により、腐食のおそれ大きい箇所は令和4年度の数値とは異なる。

注) 数値は四捨五入の関係から、合計値がずれていることがある。

(次頁以降も同じ)

(2) 都道府県別の点検実施状況

- 令和5年度の点検実施率が20%以上の都道府県は、マンホールで18都府県となり、管渠では15府県となっています。
- 令和3年度からの3年間の累計で点検実施率が60%以上の都道府県は、マンホールで18都道府県、管渠で14道府県となっています。

○点検の実施数(全下水道事業者)

都道府県名	マンホール										管渠									
	点検箇所数(箇所)										点検延長(km)									
	対象数	令和3年度実施		令和4年度実施		令和5年度実施		累計		対象数	令和3年度実施		令和4年度実施		令和5年度実施		累計		対象数	累計
		点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率		点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率		
北海道	3,484	1,383	39.6%	418	12.0%	402	11.5%	2,203	63.2%	163.3	67.2	35.3%	15.8	9.7%	18.5	11.3%	102	62.2%		
青森県	1,202	160	14.1%	232	19.3%	179	14.9%	571	47.5%	34.5	3.5	10.3%	9.2	26.7%	4.7	13.6%	17	50.6%		
岩手県	1,399	172	13.8%	134	9.6%	295	21.1%	601	43.0%	20.5	2.2	11.3%	3.9	19.0%	3.7	17.9%	10	47.6%		
宮城県	1,952	336	21.5%	435	22.3%	517	26.5%	1,288	66.0%	51.5	10.3	21.9%	6.8	13.1%	15.5	30.2%	33	63.4%		
秋田県	2,413	154	7.4%	331	13.7%	312	12.9%	797	33.0%	131.0	4.7	3.6%	23.0	17.6%	23.1	17.6%	51	38.8%		
山形県	1,837	595	32.4%	195	10.6%	287	15.6%	1,077	58.6%	71.7	8.1	11.4%	13.7	19.2%	33.9	47.3%	56	77.8%		
福島県	1,541	338	20.2%	283	18.4%	555	36.0%	1,176	76.3%	63.4	4.8	13.3%	6.0	9.4%	21.6	34.0%	32	51.0%		
茨城県	2,609	248	11.6%	519	19.9%	788	30.2%	1,555	59.6%	102.6	4.8	4.3%	14.7	14.3%	27.1	26.5%	47	45.4%		
栃木県	1,743	230	19.0%	418	24.0%	318	18.2%	966	55.4%	49.8	2.3	9.0%	14.2	28.6%	22.3	44.7%	39	77.9%		
群馬県	1,467	185	15.0%	144	9.8%	505	34.4%	834	56.9%	37.1	4.5	13.9%	1.1	2.9%	4.3	11.6%	10	26.7%		
埼玉県	2,045	306	17.0%	226	11.1%	411	20.1%	943	46.1%	68.3	10.0	15.4%	11.7	17.1%	8.9	13.1%	31	44.8%		
千葉県	1,465	198	13.3%	51	3.5%	661	45.1%	910	62.1%	68.9	7.2	9.3%	6.5	9.4%	12.3	17.9%	26	37.7%		
東京都	6,635	1,127	17.8%	1,200	18.1%	2,046	30.8%	4,373	65.9%	229.4	37.5	16.6%	36.9	16.1%	31.1	13.6%	105	46.0%		
神奈川県	1,264	315	25.3%	250	19.8%	282	22.3%	847	67.0%	26.9	3.5	13.1%	3.5	13.2%	9.4	35.1%	16	61.2%		
新潟県	4,424	619	14.5%	1,056	23.9%	810	18.3%	2,485	56.2%	155.6	17.4	11.2%	46.6	29.9%	28.7	18.4%	93	59.5%		
富山県	2,197	429	18.1%	294	13.4%	790	36.0%	1,513	68.8%	71.6	17.8	24.8%	13.6	18.9%	15.1	21.1%	46	64.9%		
石川県	3,731	1,080	29.0%	698	18.7%	657	17.6%	2,435	65.3%	207.7	68.5	32.0%	30.5	14.7%	30.1	14.5%	129	62.2%		
福井県	1,032	68	6.6%	59	5.7%	196	19.0%	323	31.3%	27.3	2.9	11.4%	1.6	5.9%	5.8	21.4%	10	37.8%		
山梨県	802	91	11.2%	256	31.9%	99	12.3%	446	55.6%	32.2	2.5	24.6%	4.0	12.3%	0.0	0.0%	6	20.1%		
長野県	3,613	442	13.6%	882	24.4%	903	25.0%	2,227	61.6%	65.1	10.7	17.1%	5.6	8.6%	12.1	18.6%	28	43.6%		
岐阜県	4,538	2,230	52.7%	131	2.9%	381	8.4%	2,742	60.4%	104.0	30.4	29.7%	13.2	12.7%	16.0	15.4%	60	57.3%		
静岡県	2,471	635	14.5%	555	22.5%	294	11.9%	1,484	60.1%	180.4	36.2	15.0%	22.8	12.7%	30.1	16.7%	89	49.4%		
愛知県	3,893	630	16.7%	818	21.0%	440	11.3%	1,888	48.5%	181.6	27.1	15.0%	28.9	15.9%	28.6	15.7%	85	46.6%		
三重県	1,650	284	19.4%	756	45.8%	455	27.6%	1,495	90.6%	27.1	4.5	18.9%	11.3	41.8%	5.3	19.5%	21	77.9%		
滋賀県	2,920	521	32.6%	146	5.0%	250	8.6%	917	31.4%	73.8	33.9	68.9%	2.4	3.3%	8.9	12.0%	45	61.3%		
京都府	2,718	462	22.4%	420	15.5%	567	20.9%	1,449	53.3%	97.9	21.1	26.2%	10.9	11.1%	28.4	29.0%	60	61.6%		
大阪府	5,588	1,871	33.8%	1,673	29.9%	1,203	21.5%	4,747	85.0%	162.6	52.3	31.5%	49.8	30.6%	37.6	23.1%	140	85.9%		
兵庫県	5,922	685	12.9%	363	6.1%	1,181	19.9%	2,229	37.6%	80.5	6.7	11.2%	8.8	10.9%	12.4	15.4%	28	34.6%		
奈良県	2,283	599	31.1%	64	2.8%	155	6.8%	818	35.8%	35.9	3.8	10.4%	0.7	1.9%	1.7	4.7%	6	17.3%		
和歌山県	396	48	13.3%	63	15.9%	59	14.9%	170	42.9%	13.7	1.7	12.4%	0.2	1.7%	2.0	14.6%	4	28.6%		
鳥取県	1,410	211	15.3%	246	17.4%	276	19.6%	733	52.0%	147.8	5.3	14.4%	5.4	3.6%	54.0	36.5%	65	43.7%		
島根県	1,267	144	14.1%	82	6.5%	106	8.4%	332	26.2%	18.9	2.6	15.3%	1.8	9.6%	3.8	19.8%	8	43.4%		
岡山県	2,446	396	17.2%	797	32.6%	310	12.7%	1,503	61.4%	79.9	8.7	16.3%	25.4	31.8%	4.6	5.7%	39	48.4%		
広島県	1,998	191	13.7%	192	9.6%	276	13.8%	659	33.0%	69.9	4.4	10.3%	4.0	5.7%	18.2	26.0%	27	38.1%		
山口県	1,165	159	15.5%	194	16.7%	197	16.9%	550	47.2%	19.6	3.2	16.2%	1.6	8.0%	3.3	16.8%	8	41.4%		
徳島県	234	33	15.0%	19	8.1%	30	12.8%	82	35.0%	7.1	0.6	7.6%	0.6	8.5%	0.7	9.4%	2	26.3%		
香川県	477	183	38.4%	19	4.0%	17	3.6%	219	45.9%	9.1	3.3	36.0%	0.6	7.1%	0.8	9.3%	5	52.3%		
愛媛県	960	34	3.5%	144	15.0%	107	11.1%	285	29.7%	24.4	2.2	6.7%	3.4	13.7%	3.2	13.0%	9	35.8%		
高知県	226	4	3.8%	5	2.2%	69	30.5%	78	34.5%	12.4	0.0	0.0%	0.0	0.3%	0.2	1.8%	0	2.1%		
福岡県	2,824	467	16.6%	522	18.5%	841	29.8%	1,830	64.8%	121.2	30.0	23.8%	17.6	14.6%	26.6	22.0%	74	61.3%		
佐賀県	1,185	184	15.4%	175	14.8%	190	16.0%	549	46.3%	53.9	12.4	23.9%	6.4	11.8%	7.7	14.3%	26	49.1%		
長崎県	1,512	322	22.0%	205	13.6%	222	14.7%	749	49.5%	61.4	10.1	16.4%	14.5	23.6%	10.2	16.7%	35	56.7%		
熊本県	2,267	112	5.6%	166	7.3%	90	4.0%	368	16.2%	83.5	9.4	11.7%	9.0	10.8%	6.7	8.0%	25	30.1%		
大分県	525	38	8.0%	47	9.0%	41	7.8%	126	24.0%	21.0	1.3	6.2%	2.7	12.9%	1.8	8.4%	6	27.5%		
宮崎県	875	606	66.6%	106	12.1%	33	3.8%	745	85.1%	11.7	6.7	53.2%	0.7	5.9%	0.4	3.4%	8	66.7%		
鹿児島県	435	132	30.3%	55	12.6%	106	24.4%	293	67.4%	31.8	3.5	10.9%	4.6	14.3%	12.7	39.9%	21	65.0%		
沖縄県	1,063	217	20.6%	208	19.6%	251	23.6%	676	63.6%	53.3	7.8	14.7%	7.5	14.0%	16.4	30.8%	32	59.4%		
全国	100,103	19,874	19.9%	16,252	16.2%	19,160	19.1%	55,286	55%	3,463	620	17.9%	523	15.1%	670	19.4%	1,813.7	52%		

(3) 全国の点検計画と進捗率

- 全国の点検実施率は、令和3年度からの3年間の累計でマンホール(箇所数)では55%、管渠(延長)では52%となっており、計画どおり進んでいます。

注) 四捨五入の関係で、合計値が100%にならない場合がある(次頁以降も同じ)。

■ 点検実績と今後の点検予定(全下水道事業者合計)

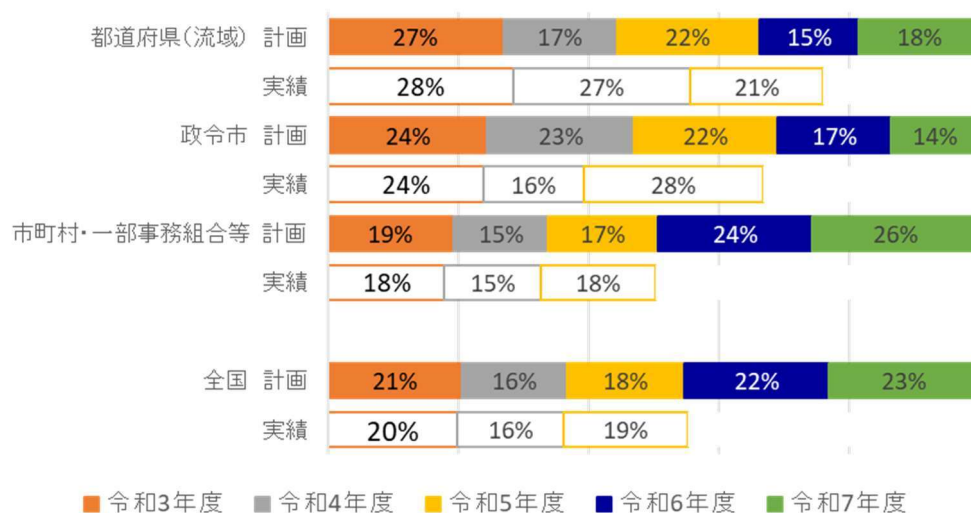


(4) 事業者区分別の点検計画と進捗率

① マンホール

- 令和5年度におけるマンホール点検実施率(箇所数ベース)は、都道府県(流域)で21%、政令市で28%、市町村・一部事務組合等で18%となっており、概ね計画どおり進んでいます。
- 令和3年度からの3年間の累計では都道府県(流域)で76%、政令市で68%、市町村・一部事務組合等で50%となっています。

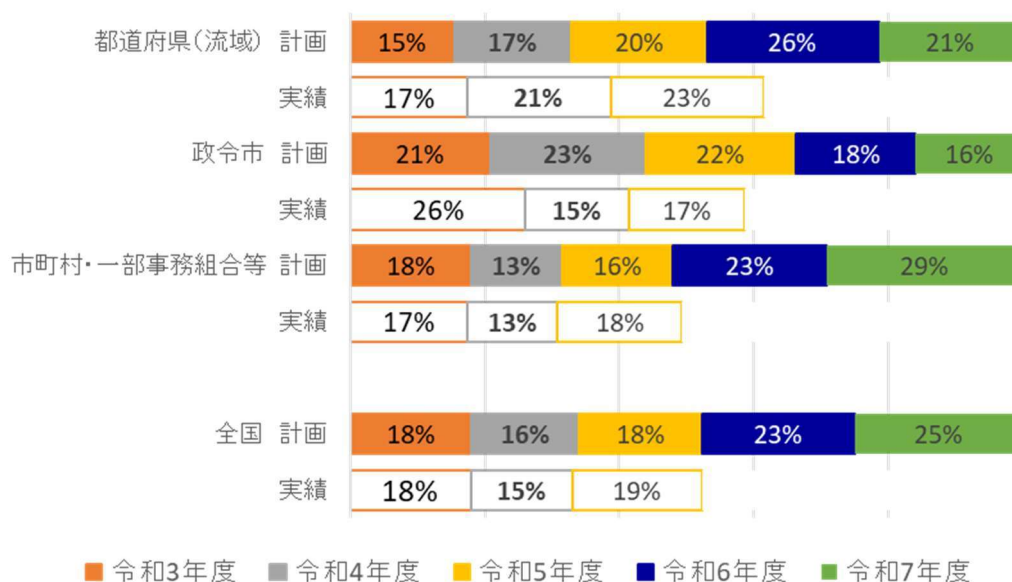
■ 点検実績と今後の点検予定(事業者区分毎に合計)



② 管渠

- 令和 5 年度における管渠点検実施率(延長ベース)は、都道府県(流域)で 23%、政令市で 17%、市町村・一部事務組合等で 18%となっており、概ね計画どおり進んでいます。
- 令和 3 年度からの 3 年間の累計では都道府県(流域)で 60%、政令市で 58%、市町村・一部事務組合等で 48%となっています。

■ 点 検 実 績 と 今 後 の 点 検 予 定 (事 業 者 区 分 毎 に 合 計)



2－2 点検結果(令和5年度)

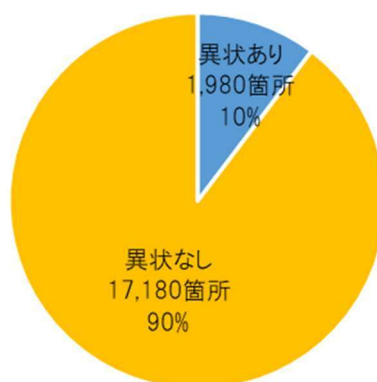
① マンホール

○腐食のおそれ大きい箇所に設置されているマンホール 100,103 箇所のうち、令和5年度においては、19,160 箇所の点検を実施し、そのうち 1,980 箇所で異状があり、事業者区分別では、都道府県(流域)：261 箇所、政令市：216 箇所、市町村・一部事務組合等：1,503 箇所となっています。

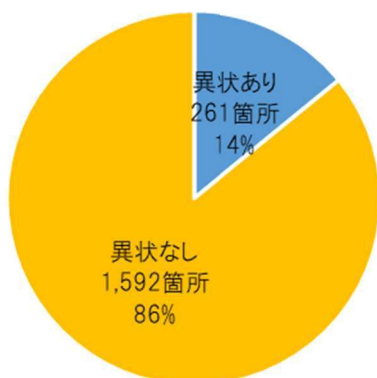
○事業者区分別の異状ありの割合は、都道府県(流域)：14%、政令市：6%、市町村・一部事務組合等：11%となりました。

＜令和5年度点検における異状の有無の割合＞

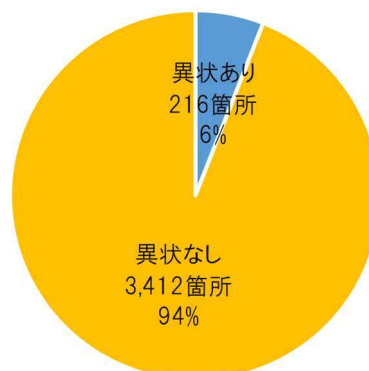
＜全国＞ 19,160 箇所



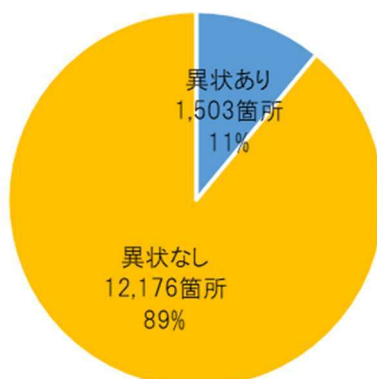
＜都道府県(流域)＞ 1,853 箇所



＜政令市＞ 3,628 箇所



＜市町村・一部事務組合等＞ 13,679 箇所



②管渠

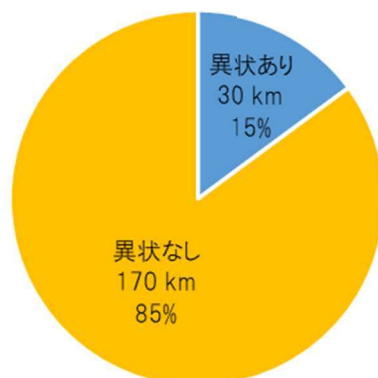
- 腐食のおそれ大きい箇所に設置されている管渠 3,463 kmのうち、
令和5年度においては、670 kmの点検を実施し、そのうち 68 kmで
異状があり、事業者区分別では、都道府県(流域) : 30 km、政令市 : 2 km、市
町村・一部事務組合等 : 36 kmとなっています。
- 事業者区分別の異状ありの割合は、都道府県(流域) : 15%、政令市 : 2%、
市町村・一部事務組合等 : 10%となりました。

＜令和5年度点検における異状の有無の割合＞

＜全国＞ 670 km



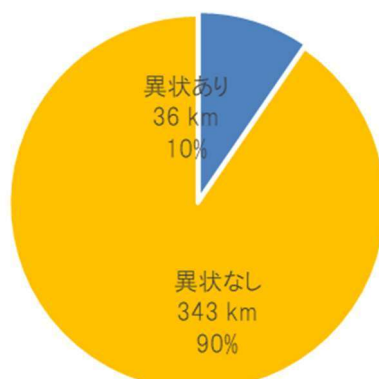
＜都道府県(流域)＞ 199 km



＜政令市＞ 91 km



＜市町村・一部事務組合等＞ 380 km



3. 異状が確認された箇所の措置状況について

(令和3年度～令和5年度)

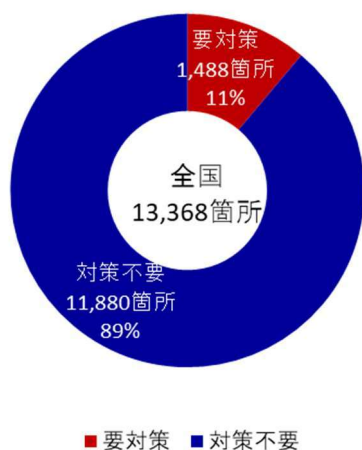
①マンホール

全国(全下水道事業者)

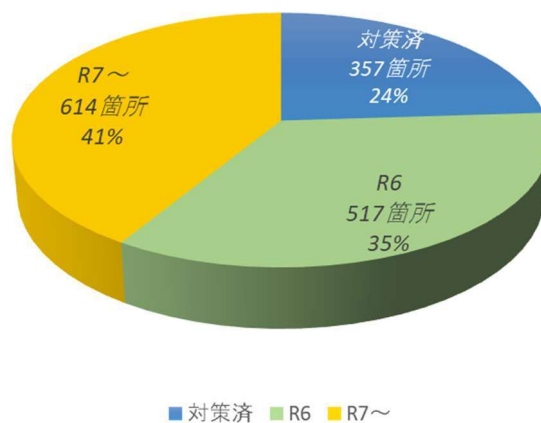
○令和3年度から令和5年度までに、13,368箇所の調査を実施し、その結果、要対策が1,488箇所(11%)、対策不要は11,880箇所(89%)となりました。

○要対策となった1,488箇所のうち、令和5年度に357箇所(24%)の対策を完了しており、残りは令和6年度に517箇所(35%)、令和7年度以降に614箇所(41%)の対策を行う予定です。

○調査結果 (R5 年度)



○要対策箇所の対策予定



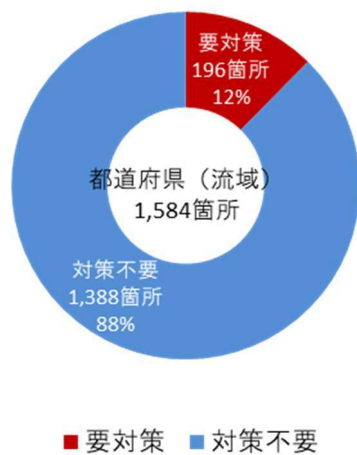
※ 過年度の点検で異常があった箇所を令和5年度に調査を実施しているケースや点検を省略し調査を実施しているケース等もあることから、調査箇所数は点検で異常が見つかった箇所数と一致しない(以降も同様)。

都道府県（流域）

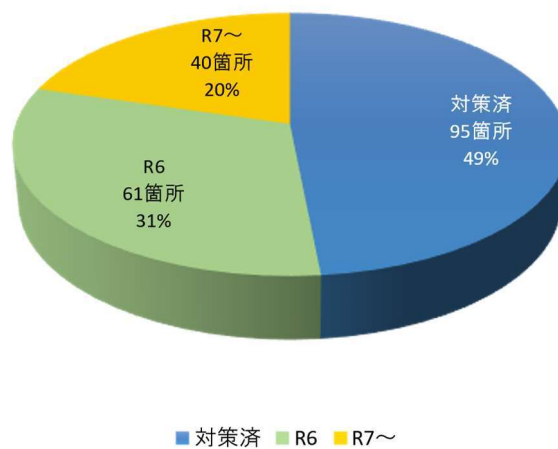
○令和3年度から令和5年度までに、1,584箇所の調査を実施し、その結果、要対策が196箇所（12%）、対策不要は1,388箇所（88%）となりました。

○要対策となった196箇所のうち、令和5年度は95箇所（49%）の対策を完了しており、令和6年度に61箇所（31%）、令和7年度以降に40箇所（20%）の対策を行う予定です。

○調査結果（R5年度）



○要対策箇所の対策予定

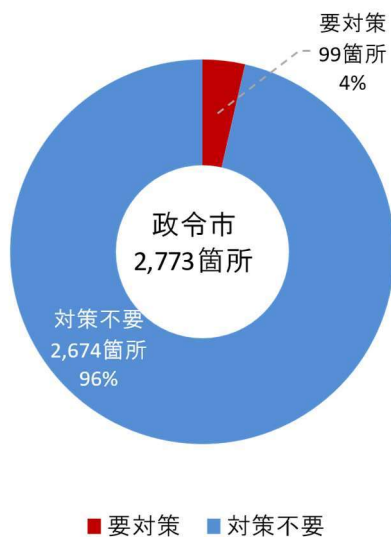


政令市 ※特別区含む

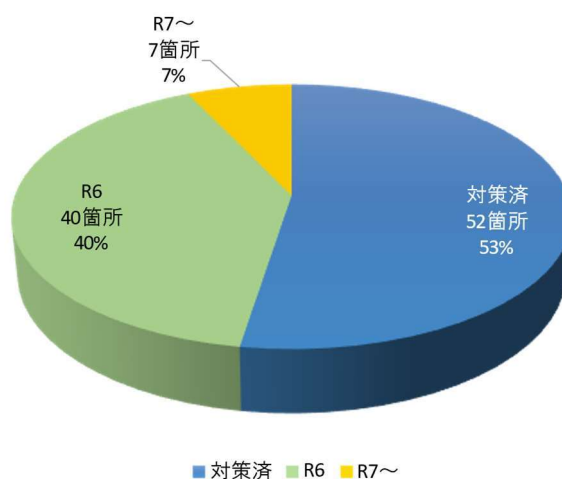
○令和 3 年度から令和 5 年度までに、2,773 箇所の調査を実施し、その結果、要対策が 99 箇所（4%）、対策不要は 2,674 箇所（96%）となりました。

○要対策となった 99 箇所は、令和 5 年度に 52 箇所（53%）の対策を完了しており、令和 6 年度に 40 箇所（40%）、令和 7 年度以降に 7 箇所（7%）の対策を行う予定です。

○調査結果（R5 年度）



○要対策箇所の対策予定



市町村・一部事務組合等

○令和3年度から令和5年度までに、9,011箇所の調査を実施し、その結果、要対策が1,195箇所（13%）、対策不要は7,818箇所（87%）となりました。

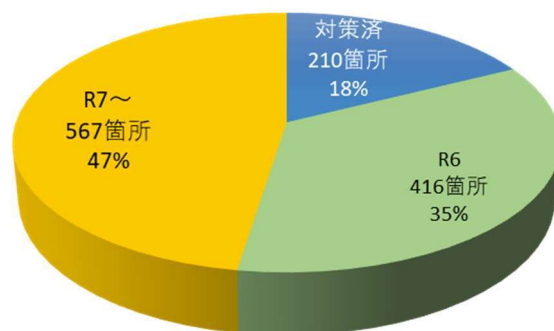
○要対策となった1,195箇所のうち、令和5年度に210箇所（18%）の対策を完了しており、令和6年度に416箇所（35%）、令和7年度以降に567箇所（47%）の対策を行う予定です。

○調査結果（R5年度）



■ 要対策 ■ 対策不要

○要対策箇所の対策予定



■ 対策済 ■ R6 ■ R7～

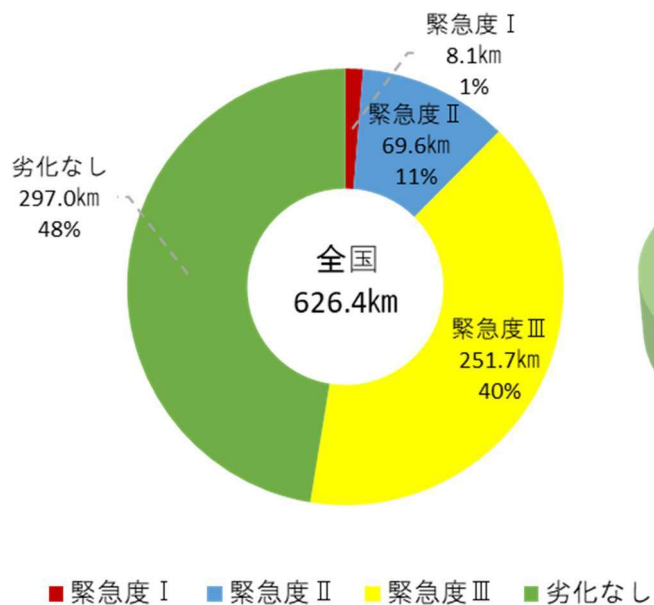
②管渠

全国(全下水道事業者)

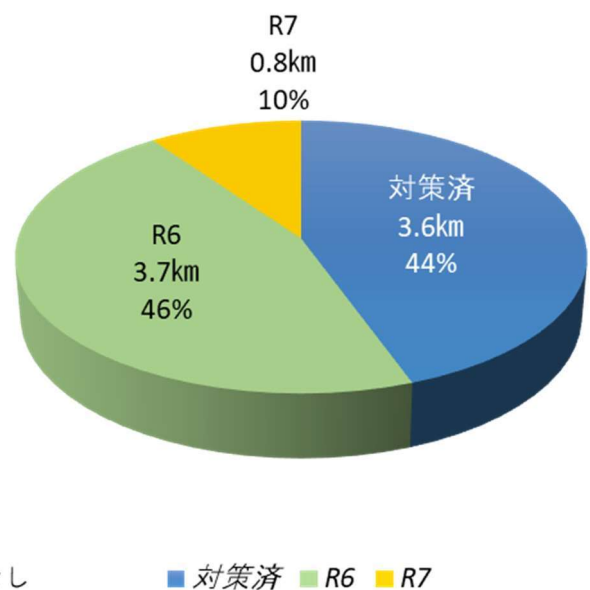
○令和3年度から令和5年度までに、626.4kmの調査を実施し、緊急度の判定区分では、緊急度Ⅰが8.1km(1%)、緊急度Ⅱが69.6km(11%)、緊急度Ⅲが251.7km(40%)、劣化なしが297.0km(48%)となりました。

○緊急度Ⅰ判定となった管渠8.1kmについては、令和5年度に3.6km(44%)の対策が完了しており、残りは令和6年度に3.7km(46%)、令和7年度以降に0.8km(10%)の対策を行う予定です。

○調査結果 (R5 年度)



○緊急度Ⅰの対策予定

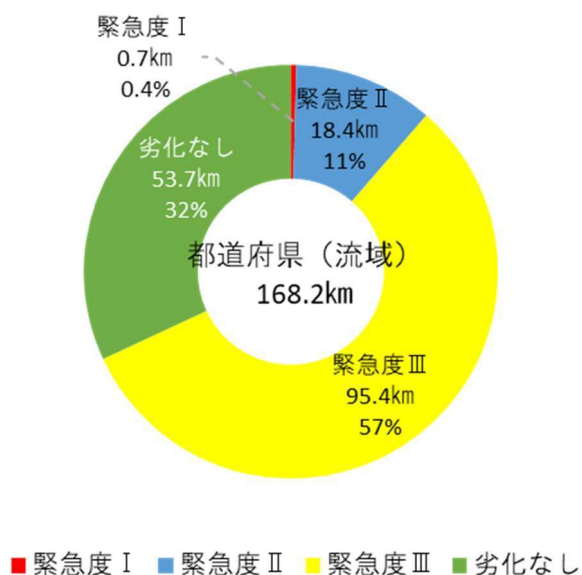


都道府県（流域）

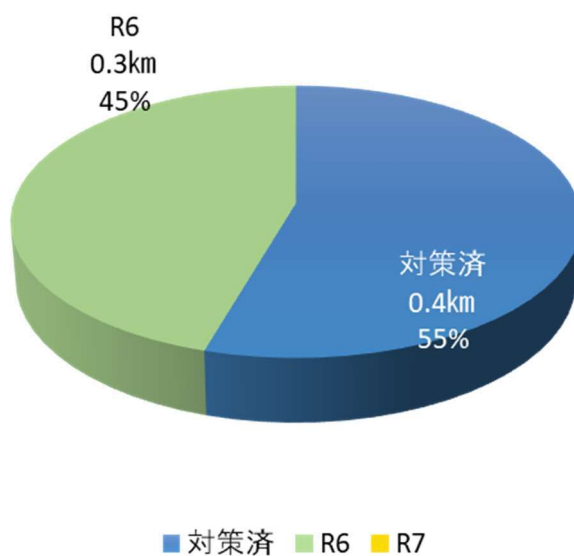
○令和３年度から令和５年度までに、168.2kmの調査を実施し、緊急度の判定区分では、緊急度Ⅰが0.7km（0.4%）、緊急度Ⅱが18.4km（11%）、緊急度Ⅲが95.4km（57%）、劣化なしが53.7km（32%）となりました。

○緊急度Ⅰ判定となった管渠0.7kmについては、令和５年度に0.4km（55%）の対策が完了しており、残りは令和６年度に0.3km（45%）の対策を行う予定です。

○調査結果（R5 年度）



○緊急度Ⅰの対策予定

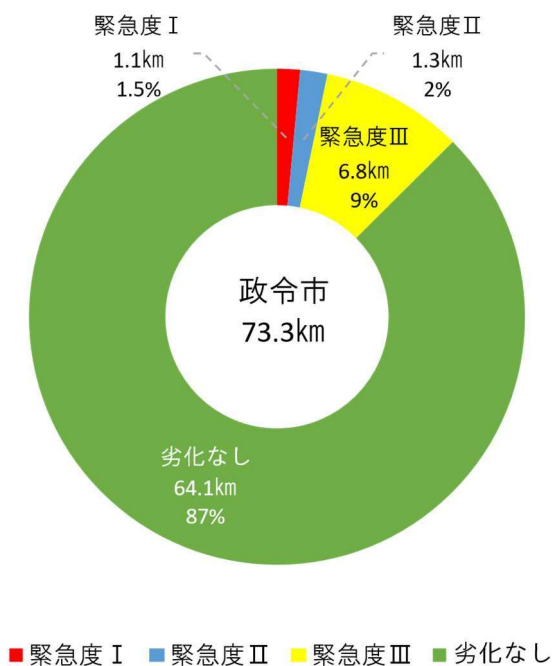


政令市 ※特別区含む

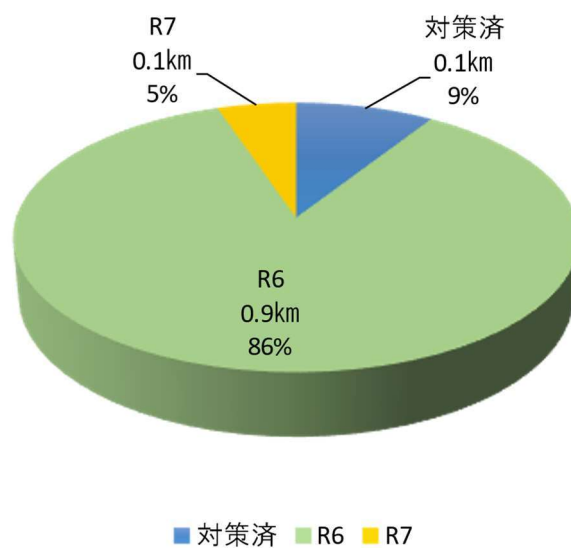
○令和 3 年度から令和 5 年度までに、73.3km の調査を実施し、緊急度の判定区分では、緊急度Ⅰが 1.1 km (1.5%)、緊急度Ⅱが 1.3 km (2%)、緊急度Ⅲが 6.8 km (9%)、劣化なしが 64.1 km (87%) となりました。

○緊急度Ⅰ判定となった管渠 1.1km については、令和 5 年度に 0.1km (9%) の対策が完了しており、残りは令和 6 年度に 0.9km (86%)、令和 7 年度以降に 0.1km (5%) の対策を行う予定です。

○調査結果 (R5 年度)



○緊急度Ⅰの対策予定

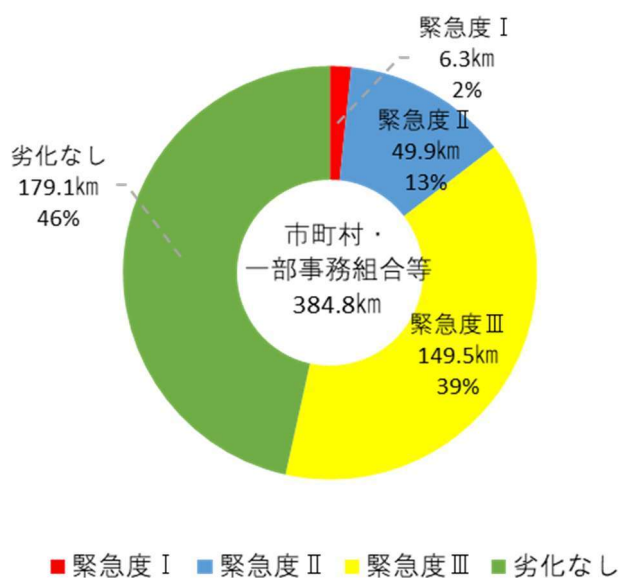


市町村・一部事務組合等

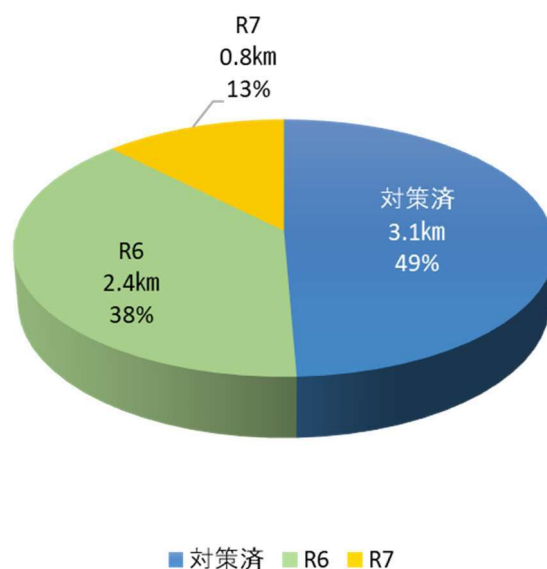
○令和3年度から令和5年度までに、384.8kmの調査を実施し、緊急度の判定区分では、緊急度Ⅰが6.3km（2%）、緊急度Ⅱが49.9km（13%）、緊急度Ⅲが149.5km（39%）、劣化なしが179.1km（46%）となりました。

○緊急度Ⅰ判定となった管渠6.3kmのうち、令和5年度は3.1km（49%）の対策を完了しており、残りは令和6年度に2.4km（38%）、令和7年度以降に0.8km（13%）の対策を行う予定です。

○調査結果（R5年度）



○緊急度Ⅰの対策予定



○以上の詳細については、以下のホームページに掲載していますので、ご参照ください

(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage.tk_000904.html)